民事信託・家族信託

去る10月18日、私の所属する関東弁護士連合会の高齢者委員会で、日弁連信託センターの伊庭潔弁護士をお呼びし、民事信託・家族信託の勉強会を開催しました。
伊庭先生は、民事信託の第一人者で、体系的に整理された分かりやすい民事信託の書籍も執筆しています。お話の内容も、実際の民事信託の契約書の作成方法や、実際の契約書の条項の検討、今、議論されている最新論点への対応方法など、実践的な内容で、大変勉強になりました。

これまで民事信託については、後見制度とは異なり裁判所の監督に服さない自由な制度ということが強調されてきた傾向がありますが、裁判所の監督がない分、不祥事のないように十分な体制を検討する必要があります。
また、自由な制度ということで、法的に不完全な契約書や、検討が不十分な契約書が作成されることも防がなければなりません。

そのためには、法律の専門家である弁護士が、民事信託にもっと携わる必要があります。
高齢者が自分の希望する生活を送るために、民事信託は有効な選択肢の一つですので、より良い民事信託を普及するために、研鑽を重ねたいと思います。

弁護士□月岡□朗